

令和6年度岡山県介護サービス情報公表計画

1 目的

この計画は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の35に規定する「介護サービス情報の公表」制度を円滑に施行するため、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の2の3第1項に基づく「介護サービス情報の報告に関する計画」を含めて、定める。

なお、調査の実施については、別に定める調査指針によるものとする。

2 計画の基準日

令和6年4月1日とする。

3 計画の期間

令和6年度

4 対象となる介護サービス等

（1）対象となる介護サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第14条第4号に掲げる診療所に係るものを除く。）、特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護（省令第22条の14第4号に掲げる診療所に係るものを除く。）、介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護とする。ただし、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護（以下「訪問看護等」という。）のうち、法第71条第1項本文の規定により居宅サービスに係る法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた病院等、法第72条第1項本文の規定により居宅サービスに係る法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設若しくは介護医療院又は法第115条の11において準用する法第71条第1項本文及び第72条第1項本文の規定により、介護予防サービスに係る法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた病院等、介護老人保健施設若しくは介護医療院であって、指定があったものとみなされた日から起算して1年を経過しない者によって行われる訪問看護等は除く。

(2) 対象となる事業所等

- ① 令和 5 年 12 月 1 日以降、指定等を受けた事業所等（以下「新規事業所」という。）
- ② 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に支払を受けた利用者負担金を含めた介護報酬の金額が 100 万円を超える事業所等で基準日までに指定等を受けたもの（以下「既存事業所」という。）
- ③ ①及び②以外で、情報の公表を希望する事業所等（以下「任意事業所」という。）
- ④ただし、①～③のうち、岡山市に所在する事業所を除く。

5 報告の内容

提出期限前のできるだけ直近情報を報告する。

新規事業所は、省令第 140 条の 45 に規定する別表第 1（以下「基本情報」という。）を必須とする。

既存事業所は、基本情報及び省令第 140 条の 45 に規定する別表第 2（以下「運営情報」という。）を必須とする。

任意事業所においては、基本情報及び運営情報を報告できることとする。

6 報告の方法

各事業者は、原則として、インターネットにより介護サービス情報の公表報告システムに接続し、当該システムにより入力の上、報告する。

なお、インターネット上の報告システムが利用できない場合など事業所の実情に応じて、必要事項を記入した調査票様式に入力又は記入の上、事業所を所管する県民局へ電子メール又は郵送により報告することも可能である。

7 事業所ごとの報告の期限

事業所に対する報告の依頼時に、併せて報告の期限を通知することとする。

8 報告の受理の開始時期

報告期限の 2 週間前とする。

9 事業所ごとの公表を行う月

原則として、報告のあった月の翌月とする。

10 その他

(1) 介護サービス情報の更新の取扱い

基本情報の内容に変更があった場合は、事業者の報告に基づき、速やかに公表する。

(2) 是正命令を受けた事業所に係る介護サービス情報の取扱い

知事から、法第 115 条の 35 第 4 項の規定により報告、報告内容の是正又は調査を受けることを命じられた事業者に係る介護サービス情報については、知事の指示により、調査又は公表を行う。

(3) 任意事業所

4 (2) ③の任意事業所は随時次の報告先県民局へその旨を連絡することとする。

(4) 任意情報（県独自項目）

- ① 成年後見制度活用への配慮の状況
- ② 人権擁護及び虐待の防止に関する従業者研修の実施状況
- ③ 地域で生産された旬の食材を用いた季節、行事等に応じた食事の提供状況
- ④ 非常災害時における避難又は救出に係る訓練等の実施状況

<問合せ・報告先県民局>

〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17

岡山県備前県民局健康福祉部健康福祉課

Tel : 086-272-3915 (事業者第1班ダイヤルイン)

Fax : 086-272-2660

E-mail : bizen-jigyousya1@pref.okayama.lg.jp

※所管市町（玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町）

〒710-8530 倉敷市羽島1083

岡山県備中県民局健康福祉部健康福祉課

Tel : 086-434-7054 (事業者第1班ダイヤルイン)

Fax : 086-427-5304

E-mail : bichu-kaigojyoho@pref.okayama.jp

※所管市町（倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町）

〒708-0051 津山市椿高下114

岡山県美作県民局健康福祉部健康福祉課

Tel : 0868-23-1291 (事業者班ダイヤルイン)

Fax : 0868-23-2346

E-mail : mima-jigyousya@pref.okayama.lg.jp

※所管市町村（津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西栗倉村、久米南町、美咲町）